

平成22年(2010年)2月3日

**生長の家国際平和育英制度**  
**(Seicho-No-Ie Scholarship for International Peace)**

**<趣旨>**

本制度は、生長の家が国際平和信仰運動を遂行する人材を養成する目的で、運動に必要な学識・経験を得たいと望む生長の家の若き信仰者のうち、経済的理由によって就学が困難な者を対象にして、世界の優れた高等教育機関で学位を取得するまでの学資を無償で支援するものである。

**1. 目的とする資質**

本制度において養成されるべき資質とは、

- (1) 母国語とは別の言語で宗教に関わる業務が遂行できること、
- (2) 出身国の文化以外に、少なくとも1国あるいは1地域の文化に通暁すること、
- (3) 地球環境問題などの国際問題に対して、宗教の立場から考えて運動する視点をもつこと。

**2. 出願資格**

以下の3条件を満たす者：

- (1) 原則として、高校卒業程度又はそれ以上の学力を有する満35歳未満の男女。また、就学を希望する大学等から入学許可を受けている者。
- (2) 卒業後は、国際本部または海外の伝道本部等の職員として奉職する意志がある者。
- (3) 光明実践委員または聖使命会員にして1年以上誌友会リーダー等として、地元で活動してきた者。

**3. 募集人数**

年若干名

**4. 期 間**

1人最長4年

**5. 申請方法**

- (1) 日本国内については、当該教区五者の連名の書面による推薦を受けて申請する。
- (2) 海外のうち、伝道本部等の拠点がおかれている国・地域については、教化総長等の教化責任者及び当該法人等の意思を代表する責任者の連名の書面による推薦を受けて申請する。また、伝道本部等の拠点がおかれていない国・地域については、国際本部が認めたその団体（合同誌友会等）の代表者（地方講師）の書面による推薦を受けて国際部長を通して申請する。

(3) 上記の申請書を受けて、国際本部最高首脳者会で選考する。

## 6. 奨学金内容

年間授業料。但し、奨学生1人当たりの上限を原則300万円とし、実費相当額を給付する。

## 7. 奨学金の原資

本制度の下の奨学金の原資をSeicho-No-Ie Spiritual Development Fund（生長の家霊性開発基金）とする。

## 8. 専攻分野

- (1) 奨学生が学部（専門学校を含む）において履修する場合は、自ら選択する専攻分野とする。
- (2) 奨学生が大学院において履修する場合は、主に国際関係、哲学・宗教学、環境学、倫理学を専攻分野とする。

## 9. 受け入れ窓口

日本国内の奨学生の受け入れ及び育成に関する事務は総務部、海外の奨学生の場合は、国際部が各々担当する。

## 10. 義務

- (1) 奨学生は、毎年成績証明書と共に年間の就学状況を報告する。
- (2) 奨学生は、育英制度終了後、国際本部、当該国・地域の伝道本部等の職員として服務する。

## 11. 奨学金の援助の休止および廃止

- (1) 疾患その他やむを得ない事由により1ヶ月間以上休学するときは、宗教法人「生長の家」代表役員の許可を得なければならない。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、宗教法人「生長の家」代表役員が奨学生としての資格を取り消すことができる。
  - ① 期間中に不適格と認める行為があった場合。
  - ② 疾病その他やむを得ない事由により、継続することが不可能になった者。
  - ③ 辞退を願いでた者。
- (3) 上記(2)①～③に該当する者、及び、育英制度終了後10年以内に服務を辞退した者は、期間中の費用を本人及び当該伝道本部等が国際本部に返還する。

## 12. 補 則

平成22年4月1日から実施する。

以 上